

オリックス株式会社「(仮称) 女川石巻風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」  
東に対する意見について

令和2年10月12日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 女川石巻風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、オリックス株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出 力： 最大50,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 計画段階環境配慮書受理     | 令和2年 7月21日 |
| 環 境 大 臣 意 見 受 理 | 令和2年10月 2日 |
| 経 済 産 業 大 臣 意 見 | 令和2年10月12日 |

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

オリックス株式会社「(仮称) 女川石巻風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分が、現時点において、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

ウ 想定区域には、宮城県での環境省の委託事業である「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、『「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定について』(平成 30 年 5 月宮城県)における「保護優先・地形障害エリア」が存在している。このため、宮城県のゾーニングエリアの区分の根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、宮城県等の関係機関と調整を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換

等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

### (3)事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1)騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)、その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、チュウヒ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたアオハダ・モミ群落、アカシデ・モミ群落等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

#### (6) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、宮城県の県立自然公園条例(昭和 34 年宮城県条例第 20 号)に基づき指定された硯上山万石浦県立自然公園が位置し、同公園内には「硯上山」、「黒森山」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「みちのく潮風トレイル 女川町ルート」が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。